

第3 CPVO 品種データベース

第3 CPVO品種データベース

1 CPVOの出願及び有効な権利

現在有効なCPVOの出願及び有効な権利

(<https://cpvoextranet.cpvo.europa.eu/mypvr/#!/en/publicsearch>)

このデータベースは2つのセクションに分かれたCPVOファイルに関する情報を含む：

- MyPVRは、電子コンサルと電子交換を実行する申請者、所有者、代理人のためのCPVOクライアントエリアである。
- 現在有効なCPVO出願及び有効な権利の公共エリアで、CPVOファイルにリンクしている公の詳細情報のコンサルが可能である。

2 品種検索

品種検索(<https://cpvoextranet.cpvo.europa.eu/>)

CPVOが維持管理しているこのデータベースは、一般的な検索ツールで利用できる60ヶ国以上の登録書類に関する情報が含まれている。また、類似性検索ツールも含まれており、名称の適合性をテストすることができる。

公開検索(<https://cpvoextranet.cpvo.europa.eu/MYPVR/#!/en/publicsearch>)

名称： _____

名称の一部を入力してください

育成者問い合わせ呼称： _____

育成者問い合わせ呼称の一部を入力してください

種： _____

種の一部を入力してください

申請No. : _____

例：2015又は、20150001

➤高度な検索

🔍検索

第4 EUに関する植物検疫情報

第4 EUに関する植物検疫情報

1 植物防疫所 欧州連合 European Union (EU)

農水省ホームページより (<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/eu/eu/index.html>)

欧州連合 European Union (EU)

加盟国28か国：

アイルランド、イギリス、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア

欧州委員会保健・消費者保護総局

European Commission

Health and Consumer Protection Directorate-General

ホームページアドレス：http://ec.europa.eu/food/plant/index_en.htm [外部リンク]

要約

はじめに

1 植物検疫要求の概要

欧州連合 (EU) の植物検疫要求は、「植物及び植物生産物に有害な生物の加盟国内への侵入及びまん延を防ぐための検疫措置に関する理事会指令2000/29/EC」により、取りまとめられている。

この理事会指令には、加盟国全体への輸入を規制する取り決めと、加盟国のうち特定の保護区域への輸入を規制する取り決めがあり、詳細は同指令の付属書 (ANNEX) I～Vに記載されている。日本に対する要求は以下のPARTに記載されている。

付属書 I 及びIIには、EU諸国への侵入及びまん延を禁止している有害生物 (病菌、害虫、寄生植物) が記載されている。付属書 I の有害生物はそのものの輸入が禁止されており、付属書IIの有害生物は対象とする植物及び植物生産物に付着していた場合、輸入が禁止となる。

PART A：加盟国全域で輸入禁止している有害生物

PART B：加盟国内の保護区域で輸入禁止している有害生物

付属書IIIには、輸入を禁止している植物及び植物生産物等が記載されている。

PART A：加盟国全域で輸入禁止している植物及び植物生産物等

PART B：加盟国内の保護区域で輸入禁止している植物及び植物生産物等

付属書IVには、特別の条件 (輸出国における栽培地検査や消毒等) により輸入が認められる植物及び植物生産物等が記載されている。

PART A セクション I：加盟国全域に関するもの

PARTB：加盟国内の保護区域に関するもの

付属書Vには、植物検疫証明書の添付を必要とする植物及び植物生産物等が記載されている。

PARTB：加盟国以外で生産された植物、植物生産物等

- 1) EU全域に関するもの
- 2) 保護区域に関するもの

2 個人消費用の少量の植物、植物生産物等について（理事会指令第13b第3項関係）

本人又は受取人によって個人消費用に使用される「少量」の植物、植物生産物（食料、ペット用飼料を含む）は、付属書IIIの禁止品に該当せず、付属書 I、IIに記載された有害生物に汚染されていないことを条件に、植物検疫証明書の添付を必要としない（付属書IV、Vの規定は適用されない）とされている。

1. 輸入を禁止しているもの（付属書III関係）

以下に主なものを記載。詳細は付属書III（原文）を参照のこと。

1 次の植物の生植物及び生植物の部分

樹木類：ひのき属、まつ属、もみ属など（果実及び種子を除く）

果樹類：かんきつ属、葉付きのくり属など（果実及び種子を除く）、ぶどう属（果実を除く）など

2 次の栽培用植物（輸入時植え付けられているもの、又は輸入後植え付けられるもの）

(1) かりん属、さくら属、なし属、りんご属、及びこれらの交配種、並びにおらんだいちご属（種子を除く）。

(2) かなめもち属、さんざし属、ばら属、ぼけ属（葉、花及び果実のない休眠状態のものを除く）。

(3) いね科（種子を除く）。

ただし、おかめざさ属、くさよし属、きび亜科、たけ亜科などの観賞用多年生草本を除く。

(4) なす科（種子を除く）。

3 ばれいしょの塊茎（食用、加工用を含む）。

4 くり属の樹皮

5 土壌及び培養資材（植物の生命を維持するために必要なものを除く）。

全部又は一部が土壌あるいは固形の有機質（植物片、ピート又は樹皮を含む腐植土）からなるもの（ピートのみの場合を除く）。

2. 植物検疫証明書の添付を必要とするもの（付属書V関係）

植物検疫証明書は、発給月日から14日以内に荷物を発送しなければならない。

以下に主なものを記載。詳細は付属書VのPARTB（原文）を参照のこと。

1 栽培用植物（種子を除く）。

2 栽培用種子：とうもろこし、トマト、ひまわり、いんげん属、とうがらし属など。

3 切花：アスター属、ばら属、らん科など。

4 果実（凍結保存されたものを除く）：かき属、なし属、りんご属、とうがらし属、トマトなど。

5 葉野菜(凍結保存されたものを除く)：セロリー、めぼうき属、しそくさ属、エリンジューム属。
このほか、木材、樹皮、授粉用生花粉、植物の生命を維持するために必要な土壌及び培養資材についても植物検疫証明書の添付が必要である。

ただし、これらの植物等は、次の項目を満たしていることが必要である。

付属書 I 及び付属書IIに記載されている有害生物に汚染されていないこと、及び付属書IVに記載されている特別の条件（輸出国における栽培地検査や消毒等）を満たしていること。

3. 輸出国において、特別の条件を満たす必要があるもの（付属書IV関係）

これらの植物は、対象となる病害虫について特別の条件（輸出国における栽培地検査や消毒等）を満たさない場合、輸入が禁止されている。条件の詳細は付属書IV（原文）を参照のこと。

以下に主なものを記載。

- 1 栽培用植物（EU向け盆栽・植木類に係る検疫条件の変更について（PDF：62KB））
- 2 種子：とうもろこし、トマト、ひまわり、いんげん属など。
- 3 切花：きく属の一部（デンドラテマ属）、なでしこ属など。
- 4 果実：かんきつ属（EU加盟国向け日本産カンキツ生果実の輸出検疫条件の概要（PDF：302KB））
- 5 針葉樹の木材（表面に自然な丸みを保持しないものを含む）

原文

Council Directive 2000/29/EC of 8 May 2000 on protective measures against the introduction into the Community of organisms harmful to plants or plant products and against their spread within the Community

植物及び植物生産物に有害な生物の加盟国内への侵入及びまん延を防ぐための検疫措置に関する理事会指令2000/29/EC

原文の入手先

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32000L0029:EN:NOT> [外部リンク]

上記アドレスにアクセスし、Consolidated versionsの項目にある最新の日付をクリックすると、原文（最新版）を入手できる。

2 植物防疫所 EUの品目別検疫条件一覧表（貨物）

農水省ホームページより (<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/eu/eu/kamotsu.html>)

EU品目別検疫条件一覧表（貨物）

分類	輸出品目	早見表での表記	主な植物検疫条件
果物	カキ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	キウイフルーツ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	サクランボ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	日本ナシ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	西洋ナシ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	ビワ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ブドウ	◎	キプロス向けのものには栽培地における検査又は消毒が必要です。その他の国向けには、日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ウンシュウミカン	Q	日本での栽培地における検査、消毒及び輸出検査が必要です。
	モモ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	リンゴ	Q	日本での輸出検査が必要です。
果菜類	イチゴ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	カボチャ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	キュウリ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	スイカ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	トウガラシ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	トマト	Q	日本での輸出検査が必要です。
	ピーマン	Q	日本での輸出検査が必要です。
	メロン	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
葉菜類	キャベツ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ネギ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ミョウガ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	レタス	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
根菜類	カンショ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ショウガ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ダイコン	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	タマネギ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ナガイモ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ニンジン	◎	フランス(Brittany)、アイルランド、ポルトガル(Azores)、フィンランド、イギリス(NorthernIreland)向けのものには、日本での輸出検査が必要です。その他の国向けには、日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ワサビ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。

苗	サクラ	×	EUが輸入を禁止しています。
	マツ	Q	ゴヨウマツ盆栽は日本での栽培地における検査及び輸出検査が必要です。なお、その他のマツ属はEUが輸入を禁止しています。
	ラン	Q	日本での栽培地における検査、消毒及び輸出検査が必要です。
	ツツジ	Q	日本での栽培地における検査、消毒及び輸出検査が必要です。
切り花	バラ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	ユリ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	カーネーション	Q	日本での栽培地における検査及び輸出検査、又は消毒及び輸出検査が必要です。
	キク	Q	日本での栽培地における検査及び輸出検査、又は消毒及び輸出検査が必要です。
種子	トマト	Q	日本での栽培地における検査、消毒及び輸出検査が必要です。
	キャベツ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	キュウリ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ニンジン	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
その他	コメ（精米）	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	コメ（玄米）	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。 ただし、栽培用に使用する場合は日本での輸出検査が必要です。
	緑茶（製茶）	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。

平成28年度農林水産省
「植物品種等海外流出防止緊急対策事業」
EUにおける植物品種保護出願マニュアル

平成30年3月31日発行
植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
事務局：
公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会 (JATAFF)
〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル
電話 (03) 3586-8644
FAX (03) 3586-8277
